

介護サービス基盤整備

令和元年9月13日
厚生労働省老健局

介護サービス基盤整備（都市部と地方部）

現状

- 各保険者における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多く、地域差が確認される。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018年の利用者数との比（増加率）をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在し、都市部を中心に計画的な整備を進めていくことが求められる地域が多い。
- 第7期における基本指針では、「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備が目標として明記されており、介護離職ゼロについては、2020年代初頭までに約50万人分の受け皿整備を行うとの目標を掲げており、第7期介護保険事業（支援）計画ではそれに向けてサービスの整備の前倒しなどを進めているところ。
- 都市部においては、こうした介護ニーズの増大に対応して、用地確保の困難に対処すべく、公用地の貸与や優先的売却、民有地のマッチング事業、高層建築の一角に介護事業所や介護施設を組み入れること、既存の公共施設の活用などの対策が従来よりと取られてきたところ。
- また、コンパクトな用地の中で特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）に小規模多機能型居宅介護や地域交流サロンなどを併設し地域拠点化しているケースや、団地に在宅サービスを組み合わせることなるべく生活していた地域において様々な介護ニーズを受け止める例などが存在。
- また、地方部においては、高齢化のピークを超え、高齢者人口が減少に転じる地域もある中、他のサービス等との連携や既存のインフラの改修を行う、特養の定員をサービス付き高齢者向け住宅に転換する等、工夫しながら整備を進める動きがある。

論点

- 今後、地域の実情に応じた介護サービス基盤整備についてはどのように進めていくのか。
- 都市部、地方部の課題に応じた整備手法としてはどのような方法が考えられるか。

介護サービス基盤整備（施設サービスと高齢者住まい）

現状

- 都市部などの需要に対応した整備を進めるため、特養においては、例えば土地・建物の自己所有の要件緩和や面積基準の引き下げ、オーナー型の施設整備費への補助を進めている。
- 前回の介護保険制度改正において、介護老人保健施設について、在宅復帰、在宅療養支援のための施設であることを明確化するとともに、介護医療院を医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設として創設。
- 介護医療院については、介護療養型医療施設等からの転換を促しており、第7期介護保険事業（支援）計画において必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護療養型医療施設、医療療養病床等が介護医療院に転換する場合における必要入所定員総数の増加分を含まないこととしている。
- 特定施設入居者生活介護は、都市部での整備がそれ以外の地域と比較して進んでいることから、都市部の介護ニーズを受け止めており、また、現状、
 - ・ 約半数弱が要介護3以上であり、重度者の受け皿としての役割を一定果たしている
 - ・ 契約終了のうち半数以上が死亡退去となっており、終の棲家としての機能も果たしている
 - ・ 利用者の自己負担についても幅があり、必ずしも高所得者向けとは言えないものであることが確認できる。

論点

- 今後、介護サービス基盤整備についてサービスごとにはどのように進めていくべきか。また、介護離職をなくすために政府として推進している介護離職ゼロサービスとの関係をどのように考えるか。
- 特に、都市部での介護ニーズが増えていく中で、都市部での需要を受け止めているサービス（特定施設など）をどのように考えるか。